

岐阜労働局均0822第2号
平成28年8月23日

各市町村労働福祉主管課長 殿
各市町村男女共同参画主管課長 殿
各市町村介護保険主管課長 殿

岐阜労働局長



「改正育児・介護休業法等説明会」の開催について（周知方御依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、妊娠・出産、育児期や家族の介護が必要な時期に、男女とも離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、平成28年3月に育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等の改正が行われ、平成29年1月1日から施行されます。

岐阜労働局では、改正法の内容の周知及びワーク・ライフ・バランスの取組促進を図るため、本年10月に県内4か所で説明会を開催いたします。

つきましては、下記のとおり周知用チラシをお送りさせていただきますので、お手数をおかけいたしますが、管内の地域包括支援センターを通じて、地域包括支援センター職員や介護支援専門員（ケアマネージャー）など家族介護を抱えた労働者と接する機会がある方及び仕事と介護の両立が必要な労働者に対する周知につきましても御配慮をいただければ幸いです。

記

改正育児・介護休業法等説明会チラシ 80枚

<問い合わせ・申し込み先>

岐阜労働局雇用環境・均等室（担当：森田、篠田）

〒500-8723

岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階

TEL 058-245-1550 FAX 058-245-7055